

## 合意された議事録

下名は、本日署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書の交渉において到達した次の了解を記録する。

1 千九百九十八年二月二十五日に作成された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定についての合意された議事録（以下「合意議事録」という。）1中「グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ユーラトム及び機関の間の協定（以下「保障措置協定」という。）」を「追加議定書により補足された核兵器の不拡散に関する条約に関連するグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国における保障措置の適用のためのグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国と国際原子力機関との間の協定」に、「機関」を「、国際原子力機関（以下「機関」という。）」に改める。

2 合意議事録2中「第四条」を「第四条及び第七条のD」に、「及び設備」を「、設備及び技術」に改め

る。

3 合意議事録3中「又は地域内」を削る。

4 合意議事録中7を8とし、6を7とし、5の次に次の6を加える。

6 協定第七条のDに関し、両締約国政府は、プルトニウム（該当する場合には、協定の適用を受けるプルトニウムを含む。）の管理について、機関の文書INF CIR C―五四九「プルトニウムの管理に関する指針」に定める政策を採用していることが確認される。

二千二十年十二月十六日にロンドンで

日本国政府のために

長嶺安政

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府のために

クワシイ・クワオーテン